

移管指針第12号「金融商品会計に関するQ & A」

移管指針第12号「金融商品会計に関するQ & A」（最終改正 2024 年 7 月 1 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。なお、今回の改正に伴い字句等の形式的な修正を行っているが、当該修正のみを行っている箇所は、本新旧対照表に含めていない。

改正後	改正前
移管指針第12号 金融商品会計に関するQ & A 2000年 9 月 14 日 改正 2001年 7 月 3 日 改正 2002年 9 月 17 日 改正 2003年 3 月 25 日 改正 2005年 2 月 15 日 改正 2006年 4 月 27 日 改正 2006年 10 月 20 日 改正 2007年 7 月 4 日 改正 2007年 11 月 6 日 改正 2008年 3 月 25 日 改正 2009年 6 月 9 日 改正 2011年 3 月 29 日 改正 2014年 2 月 24 日 改正 2014年 11 月 4 日	移管指針第 12 号 金融商品会計に関するQ & A 2000 年 9 月 14 日 改正 2001 年 7 月 3 日 改正 2002 年 9 月 17 日 改正 2003 年 3 月 25 日 改正 2005 年 2 月 15 日 改正 2006 年 4 月 27 日 改正 2006 年 10 月 20 日 改正 2007 年 7 月 4 日 改正 2007 年 11 月 6 日 改正 2008 年 3 月 25 日 改正 2009 年 6 月 9 日 改正 2011 年 3 月 29 日 改正 2014 年 2 月 24 日 改正 2014 年 11 月 4 日

改正後	改正前
改正 2015年 4 月 14日 改正 2019年 7 月 4 日 改正 2022年 10月 28日 日本公認会計士協会 会計制度委員会 改正 2024年 7 月 1 日 最終改正 2026年 10月 16日 企業会計基準委員会	改正 2015年 4 月 14日 改正 2019年 7 月 4 日 改正 2022年 10月 28日 日本公認会計士協会 会計制度委員会 最終改正 2024年 7 月 1 日 企業会計基準委員会 本移管指針は、2026 年 6 月 2 日までに公表された次の修正が反映されている。 ・企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」(2025 年 10 月 16 日公表) ・企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(2026 年 6 月 2 日改正)
有価証券 満期保有目的の債券の適格要件 第 273 項 Q22：満期保有目的の債券は、当該保有目的区分へ分類するための要件から、信用リスクの高くない債券が対象となるとされていますが、「信用リスクが高くない」とはどの程度ま	有価証券 満期保有目的の債券の適格要件 第 274 項 Q22：満期保有目的の債券は、当該保有目的区分へ分類するための要件から、信用リスクの高くない債券が対象となるとされていますが、「信用リスクが高くない」とはどの程度ま

改正後	改正前
での信用リスクをいうのでしょうか。	での信用リスクをいうのでしょうか。
A：(略)	A：(略)
第 68 項 Q24：転換社債型新株予約権付社債を額面と異なる価額で取得し、<u>其他有価証券</u>に分類しましたが、他の債券と同様に<u>金利差額調整法</u>による償却原価法を適用するのでしょうか。また、転換権の行使により株式への転換を行った場合、株式への振替価額はいかなる価額になるのでしょうか。 A：転換社債型新株予約権付社債は、募集事項において社債と新株予約権がそれぞれ単独で存続し得ないこと及び新株予約権が付された社債を当該新株予約権行使時における出資の目的とすることをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債です（企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」第3項）。金融商品会計基準第37項では、「転換社債型新株予約権付社債の取得価額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分せず普通社債の取得に準じて処理し、権利を行使したときは株式に振り替える。」とされており、以前の転換社債と経済的実質が同一である転換社債型新株予約権付社債は一体処理することになります。	第 68 項 Q24：転換社債型新株予約権付社債を額面と異なる価額で取得し、<u>其他有価証券</u>に分類しましたが、他の債券と同様に償却原価法を適用するのでしょうか。また、転換権の行使により株式への転換を行った場合、株式への振替価額はいかなる価額になるのでしょうか。 A：転換社債型新株予約権付社債は、募集事項において社債と新株予約権がそれぞれ単独で存続し得ないこと及び新株予約権が付された社債を当該新株予約権行使時における出資の目的とすることをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債です（企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」第3項）。金融商品会計基準第37項では、「転換社債型新株予約権付社債の取得価額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分せず普通社債の取得に準じて処理し、権利を行使したときは株式に振り替える。」とされており、以前の転換社債と経済的実質が同一である転換社債型新株予約権付社債は一体処理することになります。

改正後	改正前
既発の転換社債型新株予約権付社債（額面発行）を債券金額と異なる価額で取得した場合、その取得価額と債券金額との差額（以下「取得差額」という。）は、普通社債の取得差額の発生要因（Q26参照）よりもむしろ、株式転換権が付与されていることにより株式転換権の価値の変動に起因する部分から成るものと考えられます。したがって、転換社債型新株予約権付社債の取得差額に金利調整差額と認められる部分はほとんどないことから、通常は金利差額調整法による償却原価法を適用することはできません。ただし、転換価格が取得時の株式の相場を大きく上回っている場合等により転換請求の可能性がほとんどないと認められる場合には、取得価額に株式転換権の価値の変動に起因する部分が反映されず、取得差額が金利調整差額と認められることもありますので、このような場合には原則として金利差額調整法による償却原価法を適用します。 また、その他有価証券に区分した転換社債型新株予約権付社債について新株予約権の行使により社債を出資の目的として新株を取得した場合には、通常、金利差額調整法による償却原価法を適用していないことから帳簿価額（時価評価を行っている転換社債型新株予約権付社債については、取得原価と時価との差額（評価差額）を期首において振り戻した価額をいいます。）を基に算定した価額をもって株式へ振り替えることになります。	既発の転換社債型新株予約権付社債（額面発行）を債券金額と異なる価額で取得した場合、その取得価額と債券金額との差額（以下「取得差額」という。）は、普通社債の取得差額の発生要因（Q26参照）よりもむしろ、株式転換権が付与されていることにより株式転換権の価値の変動に起因する部分から成るものと考えられます。したがって、転換社債型新株予約権付社債の取得差額に金利調整差額と認められる部分はほとんどないことから、通常は償却原価法を適用することはできません。ただし、転換価格が取得時の株式の相場を大きく上回っている場合等により転換請求の可能性がほとんどないと認められる場合には、取得価額に株式転換権の価値の変動に起因する部分が反映されず、取得差額が金利調整差額と認められることもありますので、このような場合には原則として償却原価法を適用します。 また、その他有価証券に区分した転換社債型新株予約権付社債について新株予約権の行使により社債を出資の目的として新株を取得した場合には、通常、償却原価法を適用していないことから帳簿価額（時価評価を行っている転換社債型新株予約権付社債については、取得原価と時価との差額（評価差額）を期首において振り戻した価額をいいます。）を基に算定した価額をもって株式へ振り替えることになります。

改正後	改正前
<u>金利差額調整法による償却原価法の適用</u> 第57-2項及び第74項 Q24-2：満期償還日までの間に元本の償還が行われる<u>その他有価証券</u>の債券について、<u>金利差額調整法による償却原価法</u>の計算はどのように行うのでしょうか。 A：<u>金利差額調整法による償却原価法</u>は、利息法を原則としますが、継続適用を条件として、簡便法である定額法を採用することができることとされています（実務指針第74項）。債券のうち定期的に元本の償還が行われるものについて、任意繰上償還条項が付されている場合、クーポン及び償却差額を含む有価証券利息は、元本残高に対する運用益として各期に合理的に配分されるべきものですので、<u>金利差額調整法による償却原価法</u>の適用に当たっては、満期償還日までの間に生じる元本の償還及び任意繰上償還後の元本の残高を反映させなければなりません。したがって、元本の償還を反映した<u>金利差額調整法における利息法</u>又は<u>金利差額調整法における定額法</u>によらなければならないこととなります。 <u>金利差額調整法における利息法</u>を適用するためには、元本及びクーポン受取額に係る将来キャッシュ・フローの金額とその入金時期の予定が事前に判明していることが必要です。任意繰上償還条項が付されている場合、元本及びクーポン受取額に係る	<u>償却原価法の適用</u> 第70項及び第74項 Q24-2：満期償還日までの間に元本の償還が行われる債券について、償却原価法の計算はどのように行うのでしょうか。 A：償却原価法は、利息法を原則としますが、継続適用を条件として、簡便法である定額法を採用することができることとされています（実務指針第70項）。債券のうち定期的に元本の償還が行われるものについて、任意繰上償還条項が付されている場合、クーポン及び償却差額を含む有価証券利息は、元本残高に対する運用益として各期に合理的に配分されるべきものですので、償却原価法の適用に当たっては、満期償還日までの間に生じる元本の償還及び任意繰上償還後の元本の残高を反映させなければなりません。したがって、元本の償還を反映した利息法又は定額法によらなければならないこととなります。 利息法を適用するためには、元本及びクーポン受取額に係る将来キャッシュ・フローの金額とその入金時期の予定が事前に判明していることが必要です。任意繰上償還条項が付されている場合、元本及びクーポン受取額に係る将来キャッシュ・フロ

改正後	改正前
る将来キャッシュ・フローの金額とその入金時期は事前には確定できませんが、これらを合理的に予測できる場合には、その予測に基づいて<u>金利差額調整法における利息法</u>を適用することが可能です。また、合理的に予測できる場合でも、継続適用を条件として、簡便法である<u>金利差額調整法における定額法</u>を採用することができることとなります。しかし、合理的な予測ができない場合には、<u>金利差額調整法における定額法</u>によらざるを得ないこととなります。 なお、<u>金利差額調整法における定額法</u>を適用する場合、元本の償還を無視して、債券の金利調整差額を、取得日（又は受渡日）から償還日までの期間で単純に除して各期の純損益に均等に配分すると、償還元本に配分されるべき金利調整差額が、償還後の年度に繰り延べて償却されることとなるため、当該方法は認められません。 これらのことから、元本及びクーポン受取額に係る将来キャッシュ・フローの金額とその入金時期を合理的に予測できるかどうかに応じて、以下の方法を選択・適用することとなります。 1. 将来キャッシュ・フローを合理的に予測できる場合 (1) 元本の償還を反映した<u>金利差額調整法における利息法</u> (2-1) 元本の償還を反映した<u>金利差額調整法における定額法</u> - A法：償却期間として加重平均残存期間を用いる方法 2. 将来キャッシュ・フローを合理的に予測できない場合	一の金額とその入金時期は事前には確定できませんが、これらを合理的に予測できる場合には、その予測に基づいて利息法を適用することが可能です。また、合理的に予測できる場合でも、継続適用を条件として、簡便法である定額法を採用することができることとなります。しかし、合理的な予測ができない場合には、定額法によらざるを得ないこととなります。 なお、定額法を適用する場合、元本の償還を無視して、債券の金利調整差額を、取得日（又は受渡日）から償還日までの期間で単純に除して各期の純損益に均等に配分すると、償還元本に配分されるべき金利調整差額が、償還後の年度に繰り延べて償却されることとなるため、当該方法は認められません。 これらのことから、元本及びクーポン受取額に係る将来キャッシュ・フローの金額とその入金時期を合理的に予測できるかどうかに応じて、以下の方法を選択・適用することとなります。 1. 将来キャッシュ・フローを合理的に予測できる場合 (1) 元本の償還を反映した利息法 (2-1) 元本の償還を反映した定額法 - A法：償却期間として加重平均残存期間を用いる方法 2. 将来キャッシュ・フローを合理的に予測できない場合

改正後	改正前
(2-2) 元本の償還を反映した<u>金利差額調整法</u>における定額法 B法：償却期間として約定残存期間を用いる方法 なお、<u>金利差額調整法</u>における定額法による場合、将来キャッシュ・フローを合理的に予測できるときは、原則としてA法によらなければなりません、この場合であっても、継続適用を条件としてB法によることもできます。 上記のうち、<u>金利差額調整法</u>における定額法について、設例により計算方法を示すと以下のようになります。 (設 例) 1. 前提条件 (略) 2. <u>金利差額調整法</u>による償却原価法の適用 [A法：償却期間として加重平均残存期間を用いる方法] (略) (注2) <u>金利差額調整法</u>による償却原価法適用前の取得原価の当期残高(⑤)は、償却原価の期首残高に、額面金額ベースの期首残高に対する当期の償還後残高の割合を乗じて計算し、<u>金利差額調整法</u>による償却原価法適用前の未償却残高(⑦)は、額面金額ベースの当期の償還後残	(2-2) 元本の償還を反映した定額法 B法：償却期間として約定残存期間を用いる方法 なお、定額法による場合、将来キャッシュ・フローを合理的に予測できるときは、原則としてA法によらなければなりません、この場合であっても、継続適用を条件としてB法によることもできます。 上記のうち、<u>利息法</u>については、<u>実効利子率が求められれば、実務指針設例4で示している基本的な計算方法と同様に計算できますので</u>、定額法について、設例により計算方法を示すと以下のようになります。 (設 例) 1. 前提条件 (略) 2. 償却原価法の適用 [A法：償却期間として加重平均残存期間を用いる方法] (略) (注2) 償却原価法適用前の取得原価の当期残高(⑤)は、償却原価の期首残高に、額面金額ベースの期首残高に対する当期の償還後残高の割合を乗じて計算し、償却原価法適用前の未償却残高(⑦)は、額面金額ベースの当期の償還後残高と償却原価法適用前の取得原価の当期残高

改正後	改正前
高と金利差額調整法による償却原価法適用前の取得原価の当期残高の差額として算定する。 (略)	の差額として算定する。 (略)
第 74 項 Q25：減損処理を行った<u>その他有価証券の債券</u>については、以後、<u>金利差額調整法による償却原価法の適用は不要</u>と考えてよいでしょうか。 A：減損処理を行った<u>その他有価証券の債券</u>については、取得差額はもはや金利調整差額とは考えられませんので、以後、<u>金利差額調整法による償却原価法の適用はありません</u>。	第 70 項及び第 74 項 Q25：減損処理を行った債券については、以後、償却原価法の適用は不要と考えてよいでしょうか。 A：減損処理を行った債券については、取得差額はもはや金利調整差額とは考えられませんので、以後、償却原価法の適用はありません。
第 74 項 Q26：その他有価証券の債券について<u>金利差額調整法による償却原価法を適用する場合</u>、取得差額は発行会社の信用リスクを反映した部分と金利調整差額部分とに区分されますが、どのように把握し、区分するのでしょうか。 A：その他有価証券については、満期保有目的の債券のような適格要件は必要とされていないので、様々な水準の信用リスクを有する債券を保有することが可能です。したがって、その他有価証券に分類された債券に係る取得差額は、発行会社の信用リスクを反映した部分と金利調整差額部分とから成る可能性	第 74 項 Q26：その他有価証券の債券について償却原価法を適用する場合、取得差額は発行会社の信用リスクを反映した部分と金利調整差額部分とに区分されますが、どのように把握し、区分するのでしょうか。 A：<u>債券を債券金額（額面金額）と異なる価額で取得した場合には、取得差額が発生することになりますが、実務指針第70項では、その要因には、「クーポンレートと取得時の市場利子率との調整に基づくものと債券の発行体の信用力の変動や減損及びその他の要因がある」とされています。ただし、満期保有目的</u>

改正後	改正前
があります。 その他有価証券の債券を取得した場合には、取得差額のうち信用リスクを反映した部分は発行会社の格付の変動により、また、金利調整差額部分は当該債券のクーポンレートと取得時の市場利子率との差に基づき、それぞれ把握することが望ましいと考えられます。ただし、信用リスクの低い債券については、取得差額は大部分が金利調整差額のみから構成されるものとみなすことができます。 これに対し、信用リスクの高い債券を取得した場合には、その後、減損の生じる可能性を有しているため、当該債券に係る取得差額を、信用リスクを反映した部分と金利調整差額部分とに区分することが必要になります。ただし、それぞれの部分の算定が困難な場合には、取得差額が金利調整差額と認められる債券についてのみ金利差額調整法による償却原価法を適用し	<u>の債券については、その適格要件から信用リスクの低いものが対象となるため、一般に、取得差額は大部分が金利調整差額のみから構成されるものとみなすことができます。これに対し、</u>その他有価証券については、満期保有目的の債券のような適格要件は必要とされていないので、様々な水準の信用リスクを有する債券を保有することが可能です。したがって、その他有価証券に分類された債券に係る取得差額は、発行会社の信用リスクを反映した部分と金利調整差額部分とから成る可能性があります。 債券を取得した場合には、取得差額のうち信用リスクを反映した部分は発行会社の格付の変動により、また、金利調整差額部分は当該債券のクーポンレートと取得時の市場利子率との差に基づき、それぞれ把握することが望ましいと考えられます。ただし、信用リスクの低い債券については、<u>満期保有目的の債券と同様、取得差額は大部分が金利調整差額のみから構成されるものとみなすことができます。</u> これに対し、信用リスクの高い債券を取得した場合には、その後、減損の生じる可能性を有しているため、当該債券に係る取得差額を、信用リスクを反映した部分と金利調整差額部分とに区分することが必要になります。ただし、それぞれの部分の算定が困難な場合には、取得差額が金利調整差額と認められる債券についてのみ償却原価法を適用し（実務指針第74項）、それ

改正後	改正前
(実務指針第74項)、それ以外の場合には <u>金利差額調整法</u> による償却原価法を適用しないことも認められます。	以外の場合には償却原価法を適用しないことも認められます。
金銭の信託 金銭の信託の会計処理 第 98 項 Q37：金銭の信託で保有する有価証券と自己で直接保有する有価証券の会計処理方法が相違していても、それぞれが認められている方法であり、継続的に適用されている場合には、問題ないのでしょうか。 A：有価証券には、複数の会計処理方法が認められている項目があります。例として、有価証券の売買の認識基準（約定日基準・修正受渡日基準）、売買目的有価証券における評価損益の翌期の処理（切放し法・洗替え法）、償却原価法（<u>実効金利法・金利差額調整法</u>における利息法・<u>金利差額調整法</u>における定額法）等です。 金銭の信託で保有する有価証券の会計処理方法は、自己で直接保有する有価証券の会計処理方法と合わせることが原則として必要です。しかしながら、金銭の信託で保有する有価証券の会計処理は、受託者のシステム対応上の制限から、必ずしも	金銭の信託 金銭の信託の会計処理 第 98 項 Q37：金銭の信託で保有する有価証券と自己で直接保有する有価証券の会計処理方法が相違していても、それぞれが認められている方法であり、継続的に適用されている場合には、問題ないのでしょうか。 A：有価証券には、複数の会計処理方法が認められている項目があります。例として、有価証券の売買の認識基準（約定日基準・修正受渡日基準）、売買目的有価証券における評価損益の翌期の処理（切放し法・洗替え法）、償却原価法（利息法・定額法）等です。 金銭の信託で保有する有価証券の会計処理方法は、自己で直接保有する有価証券の会計処理方法と合わせることが原則として必要です。しかしながら、金銭の信託で保有する有価証券の会計処理は、受託者のシステム対応上の制限から、必ずしも

改正後	改正前
委託者（受益者）の期待する方法を採用できないこともあり得ます。このような場合には、継続適用を条件として、信託契約ごとに会計処理方法が異なることも認められます。	委託者（受益者）の期待する方法を採用できないこともあり得ます。このような場合には、継続適用を条件として、信託契約ごとに会計処理方法が異なることも認められます。
債 権 債務者の信用リスクを反映した債権の取得価額と償却原価法 第 105 項 Q38：<u>削 除</u>	債 権 債務者の信用リスクを反映した債権の取得価額と償却原価法 第 105 項 Q38：<u>債権を取得した場合に、取得差額の大部分が信用リスクに基づくものである場合に、償却原価法を適用しないことが認められますか。</u> A：<u>債権を取得した場合の会計処理について、実務指針では、将来キャッシュ・フローの割引現在価値が取得価額に一致する割引率（実効利子率）をもって、キャッシュ・フローを利息の入金と元本の回収に区分して処理することとされています。また、実務指針では、高い信用リスクを有する債権の場合、その将来キャッシュ・フローは、債権の発生当初における約定の金利及び元本に基づき算定するのではなく、当該債権取得時における信用リスクによる減損見積額を反映して見積もり、当該将来キャッシュ・フロー見積額を基礎として償却原価法を適用するとされています。</u>

改正後	改正前
	<u>このように、信用リスクによる減損見積額を将来キャッシュ・フローから控除することにより、金利調整差額部分が債権の取得時点から最終弁済期限までの期間にわたり適正に配分されることとなります。</u> <u>しかしながら、取得差額の大部分が信用リスクから成る場合には、それから金利調整差額を区分して償却原価法を適用しても、各年度の純損益に及ぼす影響は重要性がなく、あまり実務的でないこととなります。したがって、このような場合には、償却原価法を適用せずに、債権の取得後において信用リスクが高くなったときに、将来キャッシュ・フローの減損見積額増加の割引現在価値を貸倒見積高として計上することになります。</u>
貸倒実績率法 第 110 項 Q40 : <u>削 除</u>	貸倒実績率法 第 110 項 Q40 : <u>過去の貸倒実績がない会社については、実績繰入率をゼロ%とすることができますか。</u> A : <u>企業の業務の特性や債権の内容から、過去において貸倒れの実績がなく、将来においても発生の可能性がないと合理的に予想される場合には、貸倒引当金繰入額はゼロとなります。</u> <u>一方、算定対象期間中には貸倒れの実績はないものの、それより前に貸倒れの発生があった場合には、一般に貸倒実績率の</u>

改正後	改正前
	算定対象期間は景気変動の1サイクルよりも短いことから、当該貸倒れの相手先及び債権の内容、発生した当時における企業内の債権管理体制と外部経営環境等を現在企業が有する債権及び企業における状況と比較して、期末に有する債権の回収期間内において、貸倒れの発生がないものと合理的に予想される場合以外は貸倒引当金繰入額をゼロとすることは認められないと考えられます。この場合には、企業の過去における貸倒実績率の推移等に基づいて適用する貸倒実績率を算定しなければなりません。
第110項 Q41：<u>削</u> <u>除</u>	第110項 Q41：<u>貸倒実績率の算定において、分子の貸倒損失額に、個別引当による貸倒引当金繰入額を含めてもよいでしょうか。</u> A：実務指針上、個別貸倒引当金の金額は貸倒懸念債権、破産更生債権等について、回収可能性を検討して損失となる可能性が高いとして見積もることを要求されたものですが、見積りである以上、まだ損失として実現していないことや、担保及び保証による回収見込額は実際の回収額とは差異が生じると見られること、また、貸倒懸念債権の場合、担保及び保証による回収見込額を控除した残額の50%を引き当てるなど簡便な方法によって見積もられることもあるため、貸倒実績率の算定上分子に含めるかどうか明確ではありません。

改正後	改正前
	<u>しかし、専門家による評価など十分に精度の高い担保及び保証の回収見込額に基づいて引き当てられているものや、損失として早々に実現する可能性が高いものについては、これを貸倒実績率の分子に含めて算定することは差し支えなく、また、それが実態をより反映することになるものと考えられます。</u>
直接減額による取崩し 第 123 項 Q42：削 除	直接減額による取崩し 第 123 項 Q42：金融商品会計基準（注 10）では、「破産更生債権等の貸倒見積高は、原則として、貸倒引当金として処理する。ただし、債権金額又は取得価額から直接減額することもできる。」とされているのに対し、実務指針では債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合には、貸倒損失額を債権から直接減額するとされています。破産更生債権等の貸倒見積高の処理は、いずれの方法によるべきでしょうか。 A：実務指針第117項において、破産更生債権等の貸倒見積高は、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額（清算配当による回収可能額も同様の取扱い）を減額したその残額とされています。また、実務指針第123項においては、債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合には貸倒損失額を債権から直接減額するとした上で、当該貸倒損失額と当該債権に係る前期貸倒引当金残高のいずれか少ない金額まで貸倒引当

改正後	改正前
	<u>金を取り崩し、当期貸倒損失額と相殺しなければならないとされています。したがって、実務指針では、破産更生債権等に区分した時点において、担保及び保証による回収見込額を控除した残額について貸倒引当金の計上を行い、次に損失がほとんど確実となった時点でその引当金を取り崩して、直接減額された回収不能額と相殺することとなっており、実質的な処理内容として金融商品会計基準（注10）と異なっているわけではありません。</u>
その他の金融資産及び金融負債 ゴルフ会員権等の会計処理 第 135 項及び第 311 項 Q46: ゴルフ会員権等に関し、市場価格が存在しない場合には、評価減を実施しなくともよいのでしょうか。 A: ゴルフ会員権の発行会社の財政状態や預託保証金の回収可能性の評価方法は、個別の事例により異なり、一般的に規定することは難しい状況です。また、ゴルフ会員権発行会社によっては、貸借対照表や損益計算書等の財務情報を公表していないという事実があり、貸借対照表に関しても、資産の主たるものは土地を含む固定資産部分であり預託金の返済能力を判断する	その他の金融資産及び金融負債 ゴルフ会員権等の会計処理 第 135 項及び第 311 項 Q46: ゴルフ会員権等に関し、市場価格が存在しない場合には、評価減を実施しなくともよいのでしょうか。 A: ゴルフ会員権の発行会社の財政状態や預託保証金の回収可能性の評価方法は、個別の事例により異なり、一般的に規定することは難しい状況です。また、ゴルフ会員権発行会社によっては、貸借対照表や損益計算書等の財務情報を公表していないという事実があり、貸借対照表に関しても、資産の主たるものは土地を含む固定資産部分であり預託金の返済能力を判断する

改正後	改正前
ことが困難であるという指摘も一概に否定できません。したがって、本来は、個別案件ごとに入手可能な情報を整理し、最も妥当と判断される方法により評価を行うこととなりますが、判断に窮する場合の代替手段として、大手のゴルフ会員権取引業者に評価鑑定を依頼する方法も考えられます。 市場価格が存在しないゴルフ会員権は、一部の譲渡不可の会員権を除き、その価値が大幅に下落している場合があります、安易に減損会計の適用を回避することは妥当ではありません。したがって、合理的に入手可能な情報があれば、その情報に基づき評価減の検討をすべきものと考えます。他方、ゴルフ場運営会社が破産法、会社更生法、民事再生法等の申立てをした場合には、実態に応じ評価減をしなければなりません。 <u>また、預託保証金の回収可能性に疑義が生じた場合には、予想信用損失に基づかず、回収可能見込額に基づいて債権の評価勘定として貸倒引当金を設定することとなります。</u> なお、市場価格と比較されるべきゴルフ会員権の価額は、直近の帳簿価額であり、適用がある場合には、帳簿価額と市場価格による評価額との差額が、減損として認識されることとなります。預託保証金方式によるゴルフ会員権の減損処理については、まず、帳簿価格のうち預託保証金を超える額を直接評価減し、さらに市場価格が預託保証金の額を下回る場合には、当該部分について貸倒引当金を設定します。ただし、預託保証金の	ことが困難であるという指摘も一概に否定できません。したがって、本来は、個別案件ごとに入手可能な情報を整理し、最も妥当と判断される方法により評価を行うこととなりますが、判断に窮する場合の代替手段として、大手のゴルフ会員権取引業者に評価鑑定を依頼する方法も考えられます。 市場価格が存在しないゴルフ会員権は、一部の譲渡不可の会員権を除き、その価値が大幅に下落している場合があります、安易に減損会計の適用を回避することは妥当ではありません。したがって、合理的に入手可能な情報があれば、その情報に基づき評価減の検討をすべきものと考えます。他方、ゴルフ場運営会社が破産法、会社更生法、民事再生法等の申立てをした場合には、実態に応じ評価減をしなければなりません。 なお、市場価格と比較されるべきゴルフ会員権の価額は、直近の帳簿価額であり、適用がある場合には、帳簿価額と市場価格による評価額との差額が、減損として認識されることとなります。預託保証金方式によるゴルフ会員権の減損処理については、まず、帳簿価格のうち預託保証金を超える額を直接評価減し、さらに市場価格が預託保証金の額を下回る場合には、当該部分について貸倒引当金を設定します。ただし、預託保証金の

改正後	改正前
回収可能性がほとんどないと判断される場合には、貸倒損失額を預託保証金から直接控除します。	回収可能性がほとんどないと判断される場合には、貸倒損失額を預託保証金から直接控除します。
<u>適用時期</u> <u>2026年改正の本移管指針の適用時期は、2026年10月改正の金融商品会計基準の適用時期と同様とする。</u>	(新 設)
<u>議 決</u> <u>2026年改正の本移管指針は、第585回企業会計基準委員会に出席した委員12名全員の賛成により承認された。</u>	(新 設)

以 上